

介護従事者の人材確保及び処遇改善に向けた取り組みについて

1 平成 21 年度介護報酬改定

(1) 報酬改定の概要について

介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難である現状を改善し、ひいては介護サービスを利用される方々が質の高いサービスを安心して利用できるようにするため、介護従事者の人材確保と処遇改善を図ることを目的として、介護保険制度施行以来初めての増額改定（全体でプラス 3%）が実施されました。

介護従事者の賃金の地域差への対応として、介護報酬の地域区分ごとの報酬単価が見直されました。

例）訪問介護の介護報酬 1 単位あたりの単価 仙台市（乙地）
平成 21 年 3 月まで 10.18 円 平成 21 年 4 月から 10.35 円

夜勤など負担の大きい業務があるため基準以上の人員を配置している場合や介護福祉士などの有資格者や勤続年数の長い職員を多く配置している場合などの評価が行われ、新たな加算が設けられました。

例）夜勤職員配置加算、看護体制加算、サービス提供体制強化加算など

(2) 平成 21 年度介護従事者処遇状況等調査の結果概要について

調査目的

平成 21 年度介護報酬改定が介護従事者の処遇改善に反映されているかの検証を行うための基礎資料を得ることが目的です。

調査結果の概要

- ・平成 21 年 4 月から 9 月までの給与等の引き上げの状況
定期昇給を実施（42.7%）、介護報酬改定を踏まえて引き上げた（23.8%）、介護報酬改定に関わらず引き上げた（20.5%）
- ・介護従事者の平均給与額の比較
平成 20 年「221,000 円」 平成 21 年「229,930 円」 8,930 円増額
- ・給与等以外の処遇改善の状況
職員の増員による業務負担の軽減（32.4%）、能力や仕事ぶりの評価と配置・処遇への反映（33.5%）、昇給または昇進・昇格要件の明確化（33.5%）、賃金体系等の人事制度の整備（33.7%）、腰痛対策、メンタルケア等を含めた健康管理の充実（30.8%）

詳細は別紙資料 3 - 2「平成 21 年度介護従事者処遇状況等調査結果（概要）」を参照願います。

2 介護職員処遇改善交付金

(1) 概要について

他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の職場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付が行われました。

介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、平成 21 年 10 月から平成 23 年度末までの間、計約 3,975 億円（全国平均で介護職員（常勤換算）1 人当たり月 1.5 万円に相当する額）を交付するものです。

原則として、介護職員、介護従業者、訪問介護員等として勤務している職員が対象です。（なお、看護師など他の職務に従事していても、介護職員として勤務していれば対象にできるなど柔軟な活用が可能となっています。）

交付金が介護職員の賃金改善に確実に充てられるよう、事業者は都道府県に申請する際に賃金改善計画を策定することとしています。

介護職員が将来展望をもって介護の職場で働き続けることができ、能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされるよう、平成 22 年度以降は、こうしたキャリア・パスに関する要件等を加えることが予定されています。

詳細は別紙資料 3 - 3「介護職員処遇改善交付金」を参照願います。

(2) 宮城県の申請状況等について

平成 21 年 12 月末現在の申請状況

対象事業所数 1,514 事業所

申請事業所数 1,238 事業所 申請率 82%（全国平均 80%）

3 介護施設等サービス向上支援事業

市内の介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所において、補助的な業務を行う従事者を雇用することより、当該介護施設等における職場環境の改善やサービス向上を図ることを目的とします。

介護施設等における正職員の補助的な業務に従事するほか、新たに雇用された職員が、施設で働きながら資格や介護技術を身につけることができるよう、職場内研修や職場外研修（ホームヘルパー 2 級講座など）を受講します。

国の「ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用するもので、1事業所につき新たに2名以内の失業者を雇用し、雇用期間が原則1年以上であることを要件としています。

事業の実施期間は、平成21年10月1日から平成24年3月31日までで、仙台市と宮城県が同じ枠組みで事業を実施します。

平成22年度からは国の「重点分野雇用創造事業」を活用し、雇用期間が1年以内の場合も対象とすることで、事業の充実を図ります。

4 地域包括支援センター事務補助職員配置事業

地域包括支援センターにおいて、事務補助を行う職員を雇用することにより、センター職員が「社会資源の現状把握」「地域住民とセンターの連絡調整」「困難事例の対応検討」などの本来業務に集中できる環境をつくり、センター業務全体の充実・強化を図ることを目的とします。

国の「緊急雇用創出事業」を活用するもので、原則として1地域包括支援センターにつき1名の失業者を雇用することを要件としています。

事業の実施期間は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までです。